

一時的に資金が必要な人が対象 緊急小口資金の特例貸付



新型コロナウイルス感染症の影響を受 け、緊急に生計維持のための資金を必要と する世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸 付を行っています。

- ■対象 休業などにより収入が減少し、緊 急かつ一時的な生計維持のための貸し付 けを必要とする世帯
- ■貸付上限額 10万円
- ※次のいずれかに該当する場合は20万円 ▶世帯に新型コロナウイルス感染症の 罹患者がいる場合▶世帯に要介護者がい る場合▶4人以上の世帯の場合▶小学校 などの臨時休業により子どもの世話が必 要となった労働者がいる場合一など
- ■償還期間 据置後2年以内(据置期間は 令和4年3月末まで)
- ※1年以内と定められていた据置期間が変 更されました。償還開始は令和4年4月

からとなります

- ■貸付利子 無利子
- ■保証人 不要
- ■申込期限 3月31日(水)
- ■申し込み方法 申込書に必要事項を記入 の上、▶本人確認書類(運転免許証、健 康保険証など)▶収入が確認できる書類 (給与明細書、口座通帳など)▶振込口座 確認書類(口座通帳、キャッシュカード など)一の写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉 協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)

生活の立て直しが必要な人が対象 総合支援資金の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 日常生活の維持が困難な世帯を対象に、総合

支援資金の特例貸付を行っています。

- ■対象 収入の減少や失業などにより生活 に困窮し、日常生活の維持が困難となっ ている世帯
- ■要件 生活困窮者自立支援法に基づく自 立相談支援機関(花巻市社会福祉協議会) の支援を受けることに同意すること
- ■貸付期間 原則3カ月以内
- ※状況に応じて、貸付期間をさらに3カ月 以内で延長できる場合があります
- ■貸付上限額 ▶単身…月15万円▶2人以 上…月20万円
- ■償還期間 据置後10年以内(据置期間1 年以内)

- ■貸付利子 無利子
- ■保証人 不要
- ■申込期限 3月31日(水)
- ■申し込み方法 申込書に必要事項を記入 の上、▶本人確認書類(運転免許証、健 康保険証など)▶収入が確認できる書類 (給与明細書、口座通帳など)▶振込口座 確認書類(口座通帳、キャッシュカード など)一の写しを添えて、下記へ持参
- 3月末までに貸し付けを受けた世帯は、再貸 付制度を利用できる場合があります。詳しく は下記へお問い合わせください

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉 協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)



対象事業者に30万円を支給 花巻市飲食店等経営支援金



花巻商工会議所では、新型コロナウイルス感 染症の影響により売上が減少している飲食店や 自動車運転代行業を営む事業者を対象に「花巻 市飲食店等経営支援金」を支給しています。

- ■対象 市内に本店または主な事業所を有 し、次のいずれかに該当する事業者
- ▶飲食店(主な業態が日本標準産業分類「76 飲食店」「77持ち帰り・配達飲食サービス業」 に分類され、食品衛生法に基づく営業許可 を受けている事業者)▶自動車運転代行業 (自動車運転代行業の業務の適正化に関す る法律に基づく認定を受けている事業者)
- ■要件 令和2年11月~3年1月の間のいず れかひと月の売り上げが前年同月比で30公 以上減少
- ※申請日時点で創業から1年を経過していな い事業者の場合は、創業月~申請月の間の ひと月を前年同月の売り上げとみなし要件 を判断

- ■支援額 ▶飲食店…1店舗当たり30万円▶ 自動車運転代行業…1事業者当たり30万円
- ■申請期限 2月26日(金)
- ■申請方法 申請書に必要事項を記入し、▶ 営業の許可を受けていることを確認できる 書類▶要件を確認できる書類(売上台帳な ど)▶支援金の振り込みを希望する口座通 帳ーなどの写しを添えて、下記へ予約の上 提出



【問い合わせ・申請・予約】 花巻商工会議所本 所(☎23-3381)、同会議所各支所(大迫☎48-3230、石鳥谷☎45-4488、東和☎42-3155)

「緊急小口資金 | 「総合支援資金 | の特例貸付利用者が対象 はなまき暮らしの継続応援事業



市では、岩手県社会福祉協議会が実施して いる「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸 付を受けた人の貸付利用相当額の一部を支援 しています。

- ■対象 緊急小口資金または総合支援資金の 特例貸付を受けた人で、次の要件を全て満 たす人
- ▶貸付決定から本支援金の申請時点まで、 本市の住民基本台帳に記載されている人▶ 4月以降の収入のうち、前年同月比で20公 以上減少した月がひと月以上ある人
- ■補助額・上限額 貸付利用額の20公相当額
- 。緊急小口資金…上限4万円
- 。総合支援資金…上限12万円
- ※総合支援資金の延長貸付利用者は、最大で 上限24万円まで引き上げ

- ■申請期限 2月26日(金)
- ■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、 ▶岩手県社会福祉協議会が発行する貸付決 定通知書▶収入が確認できる書類(給与明 細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類 (口座通帳、キャッシュカードなど)一の写 しを添えて、持参、郵送のいずれかで下記 へ提出

制度内容の拡充を検討していま す。内容が決まり次第、市ホー ムページでお知らせします



【問い合わせ・申請】 新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30 2341-3574)

9 2021(R3),2.15 広報はなまき No.348 3